

相談

10月1日～7日は
公証週間です

動産や不動産の売買・賃貸借や金銭消費貸借など財産上の重要な取引をするとき、後日の証拠として、当事者間で契約書を取り交わしておくのが普通です。しかし、せっかく作成した契約書も後日、当事者間においてトラブルが生じ、その内容が争われたり、法律的にみて内容が不明確なため問題を生じたり、契約自体本当に関係者が納得した上で作成されたものかどうかをめぐって紛争が生じたりすることがあります。書面が作成されているというだけでは、必ずしも紛争の予防や解決の確実な証拠になるわけではありません。そこで、重要な契約や遺言書などについては公証制度を利用することが安全であり確実です。

公証制度は、契約書などの文書の作成について、当事者のほかに公の機関である公証

人が関与して内容的にも法律に適合した文書を作成し、これを公権的に証明して文書の証拠力を強めることなどにより、事後の紛争を防止することを目的とする国の制度です。

公証制度について詳しくは、岩国公証役場 ☎0827(22) 5116 または法務局岩国支局 ☎0827(43) 1125 へお問い合わせください。

特設人権相談所

■日時／10月2日(月)
9時30分～正午

■場所／橋総合センター

■担当者／
人権擁護委員

※相談内容については秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ／福祉課
☎77-5505

無料行政相談

■日時／10月1日(日)

午前10時～午後3時

■場所／

大島文化センター研修室

■内容／遺言・相続手続・農

行政相談週間 10月16日～22日が始まります。

総務省では、行政相談制度を広く国民の方々に知っていただき、利用していただくために、今年も10月16日から10月22日までを「行政相談週間」として、各種の行事を実施することとしています。国の仕事、特殊法人などの仕事、都道府県・市町村の仕事で国から受託している仕事、補助を受けて行なっている仕事について、「気になっていることや困っていることがある」、「制度や手続がわからない」などといった相談ごとをお持ちの方は、お気軽に総務省の行政相談をご利用ください。

周防大島町には、総務大臣から委嘱された4名の行政相談委員が配置され、毎月下記の日程で行政相談を受け付けています。

また、山口行政評価事務所（山口市中河原町6-16）でも行政相談を受け付けていますので、いつでもご相談ください。

☎0570-090110（行政苦情110番）

◆行政相談委員

地区	相談委員氏名	相談日	場所
久賀地区	末満良勇	第1火曜日 13:30～15:30	久賀総合センター
		第3火曜日 13:30～15:30	棕野出張所
大島地区	橋爪雅子	第2火曜日 10:00～12:00	大島庁舎
東和地区	中村興家	第3火曜日 13:30～15:30	自然休養村管理センター
橋地区	二宮信三	第1火曜日 13:30～15:30	旧安下庄駅
		第3火曜日 13:30～15:30	日良居出張所

地転用・公有地払い下げ・各種契約・車庫証明・各種許認可手続

■相談員／

山口県行政書士会岩国支部

会員

■問い合わせ／

山口県行政書士会

☎083(924)5059

全国一斉司法書士無料法律相談

■日時／10月6日(金)

午前10時～午後3時

■場所／柳井市文化福祉会館

■テレホン無料相談／

10月7日(土)

午前10時～午後4時

フリーダイヤル

0120(003)821

■相談内容／

- ・不動産に関する登記
- ・会社、法人に関する登記
- ・訴訟手続・多重債務
- ・成年後見

■問い合わせ／

山口県司法書士会事務局

☎083(924)5220